

ともいきの杜 樗谿 運営規程
(特定施設入居者生活介護・介護予防特定施設入居者生活介護)

(事業の目的)

第1条 この規程は、株式会社エヌケーシーが開設するサービス付き高齢者向け住宅（以下「事業所」という。）が行う指定特定施設入居者生活介護〔指定介護予防特定施設入居者生活介護〕事業（以下「指定特定施設入居者生活介護等」という。）の適正な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、指定特定施設入居者生活介護等の円滑な運営管理を図るとともに、要介護状態（介護予防にあつては要支援状態）の利用者の意思及び人格を尊重し、利用者の立場に立った適切な指定特定施設入居者生活介護等を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 指定特定施設入居者生活介護等の提供にあたって、施設の生活相談員等は、指定特定施設サービス計画に基づき、入浴、排せつ、食事等その他の日常生活上の世話、機能訓練及び療養上の世話を行うことにより、要介護及び要支援状態となった場合でも、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものとする。

2 事業者は、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービス提供に努めるものとする。

3 事業所は利用者の要介護状態の軽減若しくは悪化の防止又は要介護状態となることの予防に資するよう、認知症の状況等利用者の心身の状況を踏まえて、日常生活に必要な援助を妥当適切に行うものとする。

4 事業所は、利用者の所在する市町村、協力医療機関に加え、他の居宅サービス事業者、保険医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めるとともに、常に利用者家族との連携を図り、利用者とその家族との交流の機会を確保するよう努めるものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う施設の名称等は、次のとおりとする。

- (1) 名 称 ともいきの杜 樗谿
- (2) 所在地 〒680-0015 鳥取市上町19-1

(職員の職種、員数及び職務の内容)

第4条 事業所に勤務する職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者 1名（常勤兼務）

管理者は、従業者及び実施状況の把握その他の業務管理を一元的に行うとともに、法令等において規定される指定特定施設入居者介護等の実施に関し、事業所の従業者に対し遵守すべき事項について指揮命令を行う。

- (2) 生活相談員 1名以上
生活相談員は利用者又はその家族からの相談等に適切に対応し、社会生活に必要な支援を行う。
- (3) 看護職員（看護師又は准看護師） 1名以上
看護職員は、常に利用者の健康の状況に注意するとともに、緊急を要する場合には主治医又は協力医療機関へ連絡し、適切な対応を図るものとする。
- (4) 介護職員 1名以上
介護職員は、利用者に対して、食事、入浴、排泄等の介護その他日常生活上の世話をを行うものとする。
- (5) 機能訓練指導員 1名以上
利用者が日常生活を送る上で必要な生活機能の改善又は維持のための機能訓練を行う。
- (6) 計画作成担当者（介護支援専門員） 1名以上
介護支援専門員は、利用者の心身の状況等を踏まえて、指定特定施設入居者生活介護等サービス計画を作成するものとする。
- (7) 栄養士 1名以上
入居者の食事の管理と栄養指導を行う。
- (8) 調理員 1名以上
入居者の食事の調理を行う。

(入所定員及び居室数)

第5条 指定特定施設入居者生活介護の入居定員は32名とする。

2 居室数は30室とする。

(指定特定施設入居者生活介護等の内容)

第6条 指定特定施設入居者生活介護等の内容は次のとおりとし、指定特定施設入居者生活介護等を提供した場合の利用料の額は、介護報酬の告示上の額とし、当該指定特定施設入居者生活介護等が法定受領サービスであるときは、介護報酬告示上の額に各利用者の介護保険負担割合証に記載された負担割合を乗じた額とする。

- (1) 入浴（週2回以上）、
- (2) 排せつ
- (3) 食事等介護及び日常生活上の世話
- (4) 日常生活動作の機能訓練
- (5) 健康チェック
- (6) 相談、援助
- (7) 口腔衛生の管理

(利用料等)

第7条

指定特定施設入居者生活介護等を提供した場合の利用料の額は、介護報酬告示上の額とし、そのサービスが法定代理受領サービスであるときは、利用料のうち各利用者の負担割合に応じた額の支払いを受けるものとする。

なお、利用者の選定による介護その他の日常生活上の便宜に要する費用は、別途料金表による。

- 2 おむつ代は別途とする。
- 3 日常生活において通常必要となる費用で利用者が負担すべき費用は、実費を徴収する。
- 4 前各号の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払いを同意する旨の文書に署名を受けることとする。

(利用者が介護居室又は一時介護室に移る場合の条件及び手続)

第8条 生活相談員等は、利用者を介護居室又は一時介護室に移して介護する場合は、入居契約書に基づき利用者の意思の確認を行い、同意を得ることとする。

(施設の利用に当たっての留意事項)

第9条 施設の利用に当たっては、施設の管理規定、「入居に関する細則集」等に従って対応する。

(衛生管理等)

第10条 利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努めるとともに、衛生上必要な措置を講じる。

- 2 食中毒及び感染症が発生し、又は蔓延しないように必要な措置を講じる。また、これらを防止するための措置等について、必要に応じ保健所の助言、指導を求めるとともに、密接な連携を保つ。
- 3 事業所内は空調設備等により適温を確保するよう努める。
- 4 管理者は従業者に対して衛生管理、又は食中毒及び感染症に関する研修を定期的実施し、従業者が必要な知識を習得するための措置を適切に講じる。
- 5 事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じる。
 - (1) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のため対策を検討する委員会をおおむね六月に一回以上開催するとともに、その結果について、指定特定施設入居者生活介護等従業者に周知徹底を図ること。
 - (2) 指定特定施設入居者生活介護等における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。
 - (3) 指定特定施設入居者生活介護等において、指定特定施設入居者生活介護等従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施すること。

(緊急時等における対応方法)

- 第11条 指定特定施設入居者生活介護等の提供を行っているときに利用者に病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、従業者は速やかに主治医に連絡する等の措置を講じるとともに、管理者に報告する。主治医への連絡が困難な場合は、協力医療機関への連絡又は緊急搬送等の必要な措置を講じる。
- 2 事業所は、利用者に対する指定特定施設入居者生活介護等の提供により事故が発生した場合は、管理者は市町村、当該利用者の家族等に連絡するとともに、必要な措置を講じる。
- 3 事業所は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録をするとともに、その原因を解明し、再発を防止するため必要な措置を講じる。
- 4 事業所は、利用者に対する指定特定施設入居者生活介護等の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行う。

(非常災害対策)

- 第12条 非常災害に備えて、非常災害に関する具体的計画（消防計画、風水害、地震等の災害に対処するための計画）を作成し、関係機関への通報及び連携体制の整備、避難、救出訓練の実施等の対策に万全を期すとともに、防火管理者又は火気・消防等についての責任者を定め、年1回定期的に避難、救出その他必要な訓練を行う。

(協力医療機関等)

- 第13条 事業所は、主治医との連携を基本としつつ、利用者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、協力医療機関を定めるものとする。

(苦情処理)

- 第14条 指定特定施設入居者生活介護等の提供に係る利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情相談窓口の設置、苦情処理の体制及び手順の整備等必要な措置を講じるとともに、当該措置の内容を重要事項説明書への記載及び事業所内に掲示する等により利用者及びその家族に周知する。
- 2 事業所は、前項の苦情を受け付けた場合には、苦情の内容を記録して保存するとともに、その原因を解明し、再発を防止するため必要な措置を講じる。
- 3 事業所は、提供した指定特定施設入居者生活介護等に関し、介護保険法の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村からの質問若しくは照会に応じ、及び市町村が行う調査に協力するとともに、市町村からの指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行う。
- 4 事業所は、提供した指定特定施設入居者生活介護等に係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行う。

(個人情報保護)

第15条 事業所は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」(平成15年法律第57号)及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」を遵守し適切な取り扱いに努める。

2 事業所が得た利用者の個人情報については、事業所での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者又はその代理人の了解を得る。

(虐待防止に関する事項)

第16条 事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じる。

- (1) 指定特定施設入居者生活介護等における虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について、従業者等に周知徹底を図る。
- (2) 特定施設入居者生活介護等における虐待防止の指針を整備する。
- (3) 特定施設入居者生活介護等において、従業者等に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施する。
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこととする。

2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従事者又は養護者(利用者の家族等高齢者を現に養護する者)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(身体拘束)

第17条 事業所は、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為(以下「身体的拘束等」という。)を行わない。やむを得ず身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得なかった理由を記録するものとする。

2 事業所は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じる。

- 一 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図るものとする。
- 二 身体的拘束等の適正化のための指針を整備する。
- 三 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施する。

(業務継続計画の策定等)

第18条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定特定施設入居者生活介護等の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従

い必要な措置を講じるものとする。

- 2 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。
- 3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(利用者の安全並びに介護サービスの質の確保等)

第19条 事業所は、業務の効率化、介護サービスの質の向上その他の生産性の向上に資する取組の促進を図るため、利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的開催するものとする。

(その他運営に関する重要事項)

第20条 事業所は、全ての特定施設入居者生活介護従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じるものとする。また、従業者の資質向上のために研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務の執行体制についても検証、整備する。

(1) 採用時研修 採用後1ヵ月以内

(2) 継続研修 年1回

- 2 従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- 3 事業所は、従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。
- 4 事業所は、適切な指定特定施設入居者生活介護等の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。
- 5 事業所は、指定特定施設入居者生活介護等に関する記録を整備し、そのサービスを提供した日から最低5年間は保存するものとする。
- 6 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は株式会社エヌケーシーと事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、令和 4年10月 1日から施行する。

この規程は、令和 7年 5月 1日から施行する。